

令和2年11月19日

報道各位

以下、2021年12月限以降適用の米国産大豆格付表制定および業務規程関連細則の改廃について、お知らせします。

米国産大豆現物先物取引格付表

(2021年12月限以降適用)

令和2年11月17日制定

大阪堂島商品取引所

		(1,000kgにつき)
		格 差
No.17		
標 準 品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの アメリカ合衆国又はカナダを2021年10月1日～2022年9月30日の間に輸出したもの	
供 用 品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの アメリカ合衆国又はカナダを2021年10月1日～2022年9月30日の間に輸出したもの	同 格
品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの アメリカ合衆国又はカナダを2020年10月1日～2021年9月30日の間に輸出したもの	同 格
品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの アメリカ合衆国又はカナダを2020年10月1日～2021年9月30日の間に輸出したもの	同 格

(留意事項)

1. 供用期間は、2022年10月限までとする。
2. 供用期限は、入港日の属する月を含む8ヶ月以内のものとする。
3. 受渡供用品の条件
 - (1) 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
 - (2) 本所の認定した会員が指定倉荷証券上の寄託者となるもの
 - (3) サイロに保管されたもの
 - (4) 出港地がカナダであるものについては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
 - (5) 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの
4. 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行ったものは、未選品として受渡しに供用することができる。
5. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
 - (1) 黄色種以外の特種大豆
 - (2) 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
 - (3) 陸揚港の異なるもの及び陸揚港不明のもの
 - (4) 過去に2回以上出庫歴のあるもの
(ただし、倉庫会社の都合により同一倉所内でサイロ替えしたものは除く。)

業務規程関連細則等の改廃の件

令和2年9月24日開催の理事会において決議された、水産物市場及び農産物・飼料指数市場の閉鎖並びに分別（NON-GMO）大豆、精糖及び粗糖オプション取引の廃止に係る定款及び業務規程の変更は、同年11月10日付けで商品先物取引法第155条第1項（定款）及び第156条第1項（業務規程）の規定に基づく農林水産大臣の認可を受け、当該変更に係る各附則の定めるところにより即日施行された。

これに伴い、業務規程の運用の細目等を定めた以下の細則等について、先述の定款及び業務規程の変更と平仄を合わせるため改廃することとする。

また、市場管理要綱において、名称を「細則」に統一するとともに、上場商品構成物品間における差異の整合を図る。

なお、主旨を逸脱しない範囲における文言等の修正は、理事長に一任することとする。

○変更

- ・市場管理要綱 農産物市場Ⅰ（大豆〔NON-GMO大豆・米国産大豆〕及び小豆）
 - ☞名称の変更及びNON-GMO大豆に関する条項を削る。
- ・市場管理要綱 農産物市場Ⅱ（とうもろこし）
 - ☞名称の変更及び他商品との整合のため、軽微な文言修正を行う。
- ・市場管理要綱 農産物市場Ⅲ（米穀〔東京コメ・新潟コシ・秋田こまち・宮城ひとめ〕）
 - ☞名称の変更（市場管理要綱→市場管理細則）を行う。
- ・市場管理要綱 砂糖市場（精糖及び粗糖）
 - ☞名称の変更及び精糖に関する条項を削る。
- ・当業者の認定等要領（砂糖市場）
 - ☞精糖に関する条項を粗糖に関する条項に改める。
- ・会員の自己建玉に関する理事会決定事項
 - ☞水産物市場精糖に関する条項を削る。

○廃止

- ・市場管理要綱（水産物市場）
- ・市場管理要綱（農産物・飼料指数市場）
- ・当業者の認定等要領（水産物市場）
- ・粗糖先物オプション取引に関する事項
- ・粗糖組合せ取引実施要領【「組合せ取引報告書」を含む。】
- ・受渡しによる決済の特例細則
- ・指数値算出等に係る細則
- ・違約処理に係る付加賠償額の算定方法について
- ・大豆（NON-GMO大豆）受渡細則
- ・精糖受渡細則
- ・冷凍えび受渡細則【「本所が特定した輸入業者、倉荷証券の寄託者として認定した者及び本所が指定した冷蔵倉庫」を含む。】
- ・冷凍えびの合意に基づく受渡しの特例

以上

※業務規程関連細則については本所WEBサイト定款・諸規定 (<https://www.ode.or.jp/annai/syokitei.html>) をご覧ください。